

中国帰国者支援活動の記録

(はじめに)

満蒙開拓平和記念館の調査訪中団が昨年（2014年6月）、「中国黒龍江省ハルビン市日本孤児中国養父母連絡会」による「日本人孤児と中国養父母歴史展」を、ハルビン市にて見学したことがきっかけとなって、「同、歴史展」が2015年11月11日より東京で開催され、続いて11月21日からは「満蒙開拓平和記念館」に於いて中国側と満蒙開拓平和記念館ならびに飯田日中友好協会の主催により開催されることとなった。この画期的ともいえる歴史展開催に当たり、飯田日中友好協会が長年に亘って進めて来た中国帰国者支援活動を振り返り記録にまとめたものである。

1. 中国残留日本人孤児・婦人の歴史的経過

(1) 残留孤児・婦人の発生

敗戦時には満州全体で少なくとも27万人の日本人開拓団民がいたといわれている。うち4万7千人が現地召集され、ソ連参戦時（8月9日）には開拓団に22万3千人がいたといわれている。日本の敗戦必至となった情勢のもと、第二次大戦後の世界支配に遅れをとるまいとするソ連軍は、一気にソ満国境から南下するが、そこにはソ連軍を迎え撃つはずの日本軍の存在はほとんどなかった。関東軍は開拓民を置き去りにして、早々に撤退していたのである。こうしたなか、開拓団婦女子は戦闘に巻き込まれたり、凍死・餓死などで約8万人が命を落とし、1万人余りの残留婦人と3000人ともいわれる残留孤児を生み出した。

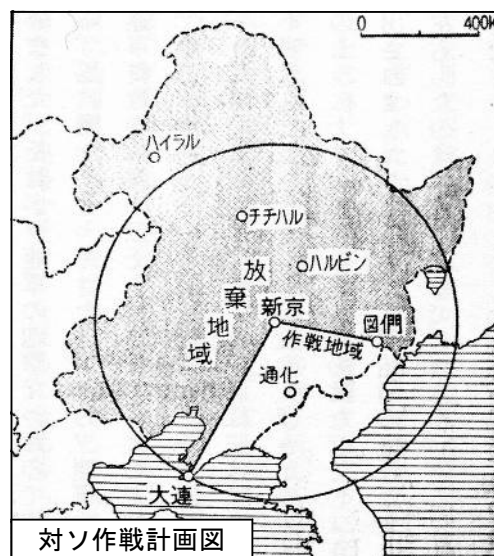
開拓団民の犠牲者に婦女子が多いのは、1945年（昭和20年）6月に関東軍が「根こそぎ動員」により17歳以上の男子を現地召集したため、開拓団には老人と婦女子しか残されていなかったこと。更に居住地が鉄道等から遠く離れた農村地域であったことなども避難を困難にしたのであった。

敗戦時13歳未満を「残留孤児」、13歳以上を「残留婦人」と呼んで区別することがあるが、いずれも援護行政上の用語であり、「残留男性」という呼び名もないのはこのためである。現在、約2500人程いるといわれている永住帰国した中国残留孤児の多くは敗戦時0歳から13歳前後という年齢で、敗戦時に肉親と別れて当時の満洲の地に残り、現地の中国人養父母に養育されて中国人として育った日本人である。中国残留孤児の帰国者数がピークを迎えたのは、敗戦から40年以上たった1980年代後半であり、帰国者の多くは50歳代を過ぎてからようやく祖国への帰国を果たしたのである。

(2) 取り残された開拓団民

終戦後、中国大陆を含む外地（旧大日本帝国の支配地域）からは続々と民間人の引揚げが行われたが、ソ連が管理支配していた旧満州地区からの引揚げは他の地域よりも遅れ、また国共内戦という中国国内の騒乱もあって、多くの日本人が帰国の途を閉ざされたまま取り残された。それでも1950年代中頃までは、集団引揚げ（前期集団引揚げは、1946年5月～1948年8月の間に約100万人、後期集団引揚げは1953年3月～1958年7月までの間に約3万2千人）や個別の引揚げ（7百人以上）が続いていた。残留孤児といわれる日本人の発生した、そもそもの要因は大きく三つあると思われる。

その一つは、1945年のソ連の日ソ中立条約不延長通告により対ソ戦が不可避となった状況下、同年5月に「満鮮方面対ソ作戦計画要綱」を策定し、対ソ戦では朝鮮半島およびこれに近接した満



州地域を絶対的防衛地域とするとともに、その他満州地域（満洲の 3/4）を持続戦のための戦場とすることを決定した。（前頁対ソ作戦計画図）

この方針は多く満洲の北部や北東部に居住していた開拓民の居住地域を戦場とすることを意味したが、軍は開拓民らを満洲国境付近から退避させるなど何ら事前の措置を講じなかったばかりか、軍の後退守勢の動きを秘匿し続けた。

さらに同年 7 月には、人員補填のため在満邦人のうち 17 歳以上 45 歳以下の男子全員（約 20 万人）を一斉に召集した。（根こそぎ動員）この結果、開拓団には高齢者・婦女子のみとなった。しかし、このような状況下においても、政府は移民政策を維持し、危険な情報を伝えぬまま、1945 年 8 月になっても、なお新たな移民団を送り出したのである。

二つ目は、ポツダム宣言受託を決定した 8 月 14 日、外務省は「三ヵ国宣言受託に関する訓電」によって、「居留民はできる限り現地で定着させる方針」を執るとともに「現地での居留民の生命、財産の保護に万全の措置を講ずるよう」在外公館に指示した。

この訓電前段の在留邦人の現地定着方針は、最高戦争指導会議の最終命令が投影されていることが明らかで、後段の生命・財産の保護という指示には、ポツダム宣言受託とともに発生する事態への状況認識、想像力の欠如を指摘おかなければならず、その後の無慈悲な残留邦人発生と場当たり的なこれの対応策のはじまりが見えてならないのである。（井出孫六著『中国残留邦人』78 頁より一部を引用：大陸命一三七四号、「戦後将来の日本の再建を考慮して、関東軍総司令官はなるべく多くの日本人を大陸の一角に残置することを図るべし。残置する軍、民日本人の国籍は如何様にも変更するも可なり。）」

三つ目は、冷戦構造のはざまで誕生した岸信介内閣（1957 年 2 月 25 日）は、就任早々東南アジア六ヵ国を歴訪し、訪問先で「反中国を煽るような発言を行い、又、交渉中の第四次日中民間貿易協定の民間通商代表部設置に関して、執拗な関与、反中国発言を続けるなかで、長崎国旗事件（1958 年 5 月 2 日）が発生した。事件に対する中国政府の抗議に対して、岸信介首相は「中共」政府無視の発言をくり返したため、日中国交全面断絶が決定的になったのである。この事件に加え、第二次岸内閣は続いて、「未帰還者に関する特別措置法（1959 年 3 月 3 日公布）」による戦時死亡宣告制度を導入した。これにより残留孤児を含む 1 万 3 千人以上の中国残留邦人が死亡宣告され、戸籍抹消の扱いとなった。

この戦時死亡宣告制度の導入は、未帰還邦人の帰国推進事業の事実上の停止を意味した。それまで細々と続けられていた調査等も 1959 年以降はまったく行われなくなり、日本は、60 年安保闘争を経て高度成長政策へと突き進んでいったのである。

日本人孤児は、中国人の養父母に引き取られ、中国人として育てられるなかで、日本語を忘れ、日本人であることを否定され、日本に帰る機会を奪われていったのであった。

こうして、引揚げの流れから取り残されてしまった多くの孤児は、たとえ自分の祖国は日本であるという意識が幼な心にあったとしても、5 歳や 10 歳の子が自らの意思と力で満洲の地から国交のない日本まで引揚げてくることは到底不可能であった。このような残留孤児を含む多くの未帰還者が大陸に残っていることは、国内でも十分認識されていたに拘わらず、長く放置されることとなった。



（３）中国強制連行事件と帰国運動

1945 年 8 月から 1972 年 9 月までの間の、主として中国に残留していた日本人に対する関心と支援の動きはどうかであったのだろうか。

二回に亘る戦後引き揚げが中止されて以降、国内では満洲から引き揚げて来た人たちを中心に、全国の心ある人たちによって、戦時中に中国から強制連行され、異国の地で尊い命を落とされた中国人犠牲者とその遺族

を思い、中国人殉難者にお詫びと慰霊をし、その遺骨を返還しなければならないと立ち上がった。(戦争末期、中国人強制連行強制使役者は、日本全国で 38, 935 人に達し、その間に 6,830 人もの死亡者と 500 人近い不具廃疾者を出した。)

一方、長野県は国策として全国一の開拓移民団や青少年義勇隊を送り出し、敗戦の混乱の中で多くの犠牲者を出し、遺骨を中国に残して来た。しかし、国交が閉ざされた中、その遺族たちは現地に行って、お参りをしたいし、遺骨を持ち帰って祖国の墓にも葬りたいと、ひたすら日本と中国の国交回復を願い活動を始めていた。

こうした、二つの思いを実行に移そうと 1953 年 8 月、長野県の労働組合、仏教会、日中友好協会、華僑総会などにより、全国に倣って「中国人俘虜殉難者慰霊実行委員会(会長半田孝海)」が結成され、天龍川の平岡ダム建設ならびに木曽川の発電所建設による中国人強制連行者の遺骨収集と慰霊事業が展開された。特に、開拓移民団の多かった飯田・下伊那では、平岡ダム建設での中国人殉難烈士の遺骨収集と慰霊事業が強力に進められ、収集された遺骨は長野の善光寺に安置され、慰霊法要も盛大に開催された。この活動の中から、1963 年 3 月、現飯田日中友好協会の前身にあたる日中友好協会飯伊支部が結成され、初代会長に小笠原正賢(阿智郷開拓団長)理事長に今村清(水曲柳開拓団長)事務局長に山本慈昭(阿智郷開拓団教師)が就任した。

こうして、1964 年 4 月には、郡市民のカンパ金が集められ、中国紅十字会会長「李徳全」先生の揮毫による「在日殉難中国烈士永垂不朽」の慰霊碑建立除幕式と慰霊祭が執り行われた。又その年の 11 月、念願の中国人殉難者の遺骨送還のため、長野県から半田孝海大僧正、山本慈昭住職らが訪中(第九次奉持団)。周恩来首相と会談し、日中不再戦を誓い、この証として長岳寺境内に小笠原正賢揮毫の「不再戦の碑」が建立した。

一方、開拓移民団犠牲者については、既に中国人民政府の手により、前年の 1963 年 5 月方正の日中友好園林内に「方正地区日本人公墓」が建立された。

日中友好の原点ともなった平岡の中国人殉難烈士の慰霊祭は、現在も「伊那谷実行委員会」により、引き続き執り行われている。

また、この飯田下伊那の地から多くの開拓団やを青少年義勇軍を送り出し、犠牲者を生んだことから、これの「慰霊碑」は日中国交回復前後にその多くが建立された。慰霊碑の数は全部で 30 基を数え、国交回復前の建立が 10 基、回復後が 14 基、不明が 6 基となっている。



2. 国交回復後の帰国運動と支援活動

(1) 遅々として進まなかった永住帰国

1972 年 9 月 29 日、ようやく日本と中国の国交が回復、正常化した。この国交回復により長い間、閉ざされていた中国残留孤児らは帰国に向けての転機となるはずであったが、厚生省における具体的な訪日調査等、肉親捜しの行動は遅々としていた。このことは、13 年前に導入した戦時死亡宣告によるかたくなな政策適用の継続によるものと思えなかった。何も知らない、孤児たちからは僅かばかりの情報を頼りに日本に肉親探しの手紙などが、中国から送られて来たが日本の国はそれを放置しつづけた。

一方、中国では、国交回復とともに即座に残留日本人を集め、日本への一時帰国や永住帰国などの説明が行われていたのである。

動きの遅い国に対して 1973 年 6 月には「日中手をつなぐ会」が発足し、1974 年あたりから少しずつではあるが、民間人による中国残留邦人の一時帰国、永住帰国がはじまった。しかし、国の中国帰国者に対する援護政策は、終戦直後の引き揚げに関する GHQ 指令に基づく施策の延長として、その法的根拠の欠

いたまま「通知」や「通達」などの行政政策のみで対処された。そのため「肉親探し」においても「帰国」においても、多くの問題が存在した。

（２）例えば、国際結婚という厚生省引揚援護局長の発言

第二次岸内閣の発足まもなく開かれた衆議院「海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会」において、引揚断絶後の邦人の数を問われたのに対して河野鎮雄引揚援護局長は「私どもの方で推計いたしておりますところでは、大体6千ぐらいと考えていいんじゃないかというふうに思います。ただ、その内訳をみて見ますと、いわゆる国際結婚した人、あるいは向こうの中国人にもらわれて行った子供というふうな、実質的に中国人になった人が大部分でございまして、さしあたり帰る希望を持っておられる方は非常に少数である、かように考えておるわけであります。」（衆議院・同調査特別委員会議事録1958年7月17日）



衆議院の公式の席で、しかも厚生省援護局長の言葉である。自らの職責を放棄したにも等しい議場での発言に異議を挟む議員の一人もいなかったことにこれまた驚きである。（井出孫六著 『中国残留邦人』107頁）

（３）例えば、帰国は「親族の責務」という問題

例えば、中国残留邦人の帰国は、「親族の責務」とし、法務省入管局においても原則「外国人と扱う」。（1975.11 法務省入管局登録課長発第 9669 号）とされた。したがって、残留邦人の帰国手続き（申請）は、親族の責任でおこなうこととされ、「身元保証人」を必要とした。このことから幼くして、親と離れ自らの身元の分からない「身元未判明孤児」は帰国の道が閉ざされていたため、国交回復から13年たった1985年、定着促進センター入所を義務付けるなどして生まれたのが「身元引受人」制度である。一方、親族（身内）が判明していても、その後の事情（両親の死亡等）により同意しないケース（逆転現象）が発生。あわてて今度は「特別身元引受人」制度を作るというその場しのぎの“ていたらく”さであった。

これらの内容をまとめれば下記の通りである。

身元引受人制度の変遷

制定の時期		身元引受人	特別身元引受人	身元引受人制度の一本化
		1985年3月29日	1989年7月31日	1995年2月1日
説明	目的等	身元未判明孤児の永住帰国を可能とするための制度で、国が身元未判明孤児とその家族に直接帰国旅費を支給し、帰国後は孤児とその家族に定着促進センターへの入所を義務付けるとともに、センター入所中に国が身元保証人代わる相談者として身元引受人を斡旋し、センター退所後は孤児を身元引受人の近隣に居住させて、3年間、日常生活上の相談助言に当たらせる。	身元判明の孤児については日本の親族による身元保証がなければ帰国出来ないことから、親族が同意しない場合に親族に代わって「特別身元引受人が孤児とその家族の帰国手続きをする制度。ただし、残留婦人等についてはこの制度でも除外されていた。（1991年から可能） しかし特別身元引受人の登録者数は少なく、制度の周知も図られなかったためほとんど機能しなかった。 ＊1993年9月30日、飯田日中友好協会は特別身元引受人として、厚生省に登録した。	特別身元引受人の登録者数は少なく、制定の周知も図られなかったためほとんど機能せず、身元判明者の帰国は困難な状態が続き、93年9月の残留婦人の「強行帰国事件」が発生した。これを契機に特別身元引受人制度が改善され、帰国手続きは、「国」がおこなうこととなり、漸く身元判明の孤児・婦人の帰国が容易となった。 このように、身元引受人と特別身元引受人の役割が同一となったことから一本化した新たな身元引受人制度が創設された。 最初から一本化されていれば多くの孤児が帰国出来たはずである。

（４）例えば、自分の意思で「国際結婚」したとされた残留婦人

身元判明者、特に「残留婦人等」とされた敗戦時 13 歳以上の人たちは、中国で生まれた子供を抱え終戦から 40 年以上にもなることから、親族に身元引受人になれと言われても困難であり、帰国出来ない人たちが多く発生した。このため、1993 年 9 月 5 日、成田空港への 12 人残留婦人らの「強行帰国事件」が発生し、再び国民の目がこの現実注がれることとなり、この事件を契機に、戦後 49 年目となる 1994 年 4 月 6 日、初めて、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（支援法）」が制定されたのである。この「支援法」によって「国等の責務」となり、その責任の所在が明確にされた。



（３）休日は、リサイクル家財集めに飛び回る

1981 年から漸く国による、残留邦人の訪日調査もはじまり、1990(平成 2) 年頃には私たちの回りにも中国からの帰国者が多く見られるようになった。(長野県における中国帰国者の年度別帰国状況表参照) その中で、飯田日中友好協会では、1993 年から特別身元引受人を受けたこともあって、協会として帰国者の住居探しと生活用家具布団等の調達に奔走した。ピーク時には新聞広告を出すなどして、地域での住居の建替・引越情報などを得て、使える家具や布団、食器など、今でいうリサイクル家具を集め、土曜、日曜日に協会役員が軽トラなどを繰り出し、吉川建設の倉庫や会員の納屋などに運び込み、帰国する家族がその日から生活できるよう万全の対応に追われる日が続いた。なお、飯田日中友好協会による特別身元引受人を受け入れた世帯数の把握記録は残っていなかったが、今回定着促進センター等の資料から、およそ 14 世帯、60 人ほどと思われた。

（４）共同墓地をつくった帰国者連絡会

1972 年の国交回復から 12 年を経過し、1984 年までの飯田下伊那地方に中国からの帰国された本人・家族が数百人になることと、今後さらに増加することが予想されることから、飯田日中友好協会としてどう支援していくか検討を重ねた。管内の市町村ごとに支援の内容や対応が異なるところがあり、先進的におこなっている例を紹介し、遅れているところに情報提供することが大切である。帰国者どうしが通訳等で助け合ったり、交流会をおこなう。など、の話が出され、帰国者どうしの交流の場として、勝野憲治氏を選出し名称を「飯伊中国帰国者連絡会」として 1986 年 9 月 7 日風越山麓公園にて帰国者交流会を実施し、毎月一世帯千円の積立をおこなうことも決め発足させた。1987 年には愛知県長島温泉日帰り旅行をマイクロバス 11 台 300 名参加しておこなった。その後、93 年に大宮温泉で、94 年には名古屋動物園にマイクロバス 17 台で総勢 400 名が参加。95 年には飯田ライオンズクラブの招待で大宮温泉で、96 年には名古屋水族館に役員、家族 80 名が参加。この年までには、帰国者本人と家族合わせて 1500 人規模となり、以後バスハイクの実施は困難となり、断念することとした。



この頃から、帰国者共同墓地建設が持ち上がり、飯田市や町村会をはじめ、天龍社労働組合、協会会員のより多額の寄付金を得て 1998 年 11 月 29 日、立派な共同墓地が飯田墓地公園内に完成した。帰国者 37 名より一人 5 千円を負担金し、管理者は歴代の帰国者連絡会会長がおこなうこととした。

（５）中国語、日本語がとび交う学校、一中国帰国者定着促進センター長野分室の開設一

1994(平成 6) 年 6 月 1 日、埼玉県所沢の中国帰国者定着促進センターの分室として、喬木村に「長野分室」が開設した。ここでは、所沢のセンターと同様に寄宿舎を備え 4 ヶ月間入所して、慣れない生活の中で一日も早

く日本の生活が出来るよう、日本語習得と日本における生活習慣の指導がおこなわれた。

毎日、かたことの日本語がとび交う教室風景が、喬木村から伊那谷に聞こえ、残留邦人の帰国後の日本での「希望」と「苦悩」のはじまりとなったのである。

（６）日本での「希望」と「苦悩」のはじまりー長野県中国帰国者自立研修センター喬木分室の開設ー

４ヶ月間の日本での基本的な研修（定着促進センター）を終えた中国帰国者は、不安の中で身元引受人の近くの居住地に住む傍ら、自立への道に進むため中国帰国者自立研修センターに８ヶ月間通うこととなる。

このため、特に帰国者の多かったこの地に 1994(平成6)年6月15日、「中国帰国者自立研修センター喬木分室」が開設した。分室では、職業のあっせん、帰国者の子供たちの学校への入転学の手続きや日本語研修など企業、学校との間に立ってきめ細かな就職や就学の指導がおこなわれた。ここには、先に帰国した人たち（中国帰国者連絡会員など）の多くが指導員として、又ボランティアとして指導助言に当たった。（上記(5)を含めたそれぞれの卒業生数は別紙を参照）



３．中国帰国者支援事業の移り変わり

（１）集団訴訟と長野県の安心使用者事業

飯田日中友好協会が丁度四十周年の節目となった 2002 年の 12 月末には、いわゆる中国残留孤児による集団訴訟が東京で起こされ、全国各地に広がる様相を呈してきた時期であった。

こうした動きに対して飯田日中友好協会では基本的には、「帰国者自身が自主的に判断する事項である」と対応した。しかし、飯田下伊那地域の中国帰国者には相当の動揺があり、当協会事務局をはじめ、当時の喬木村中国自立研修センターにも問い合わせ等が多く寄せられた。これらを受けて、飯田日中協では、地元の弁護士などから県内の情報収集に努めた。その結果、高齢化の著しく進む中国帰国者の生活実態の把握と、従来から進めている自立支援策の充実を模索した結果、この年の 4 月 14 日の理事会におい

中国帰国者 県独自に支援策

田中知事 来年度実施の考えを示す

信毎 12/8

田中知事は七日、下伊那郡喬木村で開いた飯田下伊那地方に住む中国帰国者とのミニ車座集会で、「県として独自に、皆さんのより自律的に生活できるように支援を」と述べ、来年度から中国帰国者に対する県独自の支援制度を設ける考えを明らかにした。

飯田日中友好協会と飯田中国帰国者連絡会がこの日、残留孤児は本人の意思に反して中国に残留せざるを得ず、国民年金に加入できなかった事情を考慮してほしいとし、「国民年金の老齢給付が全額支給されるよう特別な措置」を求める要望書を知事に提出。帰国者一人ひとりが「年金が少なく、生活に困っている」として知事に訴えた。

知事は「（県として）皆さんに対する配慮・考慮が十分でなかった」との認識を示した。その上で「決してご満足いただけない形ではないかもしれませんが、遅ればせながら支援していきたい」と述べた。

県は十一月中旬から、県内在住の中国帰国者約二百七十世帯を対象に生活実態調査を進めており、支援制度について調査の結果を踏まえ、前向きに検討したい」（橋詰邦男・県厚生課長）としている。

田中知事と飯伊地方の中国帰国者が開いたミニ車座集会ー下伊那郡喬木村

会後の名刺交換（12月7日）

て、「帰国者の生活実態調査を独自に行なう」ことを決定し、直ちに5月9日から13日まで開かれた地場産業センターの「中国物産展」の会場に帰国者を呼び込こんでの調査、ならびに直接訪問しての調査を行った。こうした、いわゆる集団訴訟に伴っての飯田日中友好協会独自の中国帰国者の生活実態調査はその後大きな方向へと動くことになった。

帰国者の生活実態調査結果は、7月にまでに集約作業を終え、組織内でこれの分析、検討をして、関係市町村と議会への要望、陳情等の行動を起こすことが決められ、9月に実態調査結果の内容と陳情等への行動について記者発表を行った。(生活実態調査表参照)

こうして、広く郡市民への理解活動を展開すると共に、飯田市をはじめ、関係町村(帰国者の居住する市町村)の議会、理事者ならびに町村会関係機関への請願と要請を行った。また、長野県日中友好協会を通じ長野県および長野県議会にも請願要請を行い、何れも9月議会や12月議会で採択され、国に意見書が提出された。さらに、この年の12月7日、喬木村に於いて田中康夫県知事との「車座集会」を行い帰国者は直接知事に窮状を訴えた。

これに対して、田中県知事は、ストーブが静かに燃える教室で帰国者のひとり一人の声に二時間近くをかけ丁寧に聞き入り最後に、「多くの満蒙開拓団を送り出した長野県として長く対応してこなかったことは申し訳なかった」と謝罪し「皆さんの声に具体策をもって必ず応えます」と、発言され、緊張していた参加者はいっぺんに笑顔と喜びに変わり、全国で初めての長野県独自の帰国者本人への見舞金の支給が決定した瞬間であった。

こうして長野県独自の慰藉事業「愛心使者」事業がスタートし、2004年4月の新年度から帰国者本人には毎月3万円の見舞金が支給されることとなった。

(2) 集団訴訟と国の新たな支援事業

一方、2002年12月の東京地裁に始まった、「中国残留孤児集団訴訟」は全国的に広がりを見せ、「早期帰国の実現や帰国後に支援する義務を怠った」と一人当たり約3千3百万円を求め、全国15地裁で提訴した。長野県では2004年4月の第1次、2005年6月の第2次で計79人が長野地裁に提訴した。全国では、孤児らの約9割に当たる2211人が原告になった。

こうした永住帰国した中国残留孤児らは、集団で国を相手取り、全国で運動を展開。東京、大阪、名古屋、広島、徳島、高知、札幌の7地裁は「国に早期帰国実現や自立支援の法的義務があるとは言えない」と国の法的責任を認めず、原告が敗訴した。

しかし、神戸地裁は2006年12月「孤児の損害は日中国交回復後、政府が早期に救済する責任を果たさなかった結果で、戦争が理由ではない」と原告勝訴を言い渡した。

一方、2007年1月30日、東京地裁判決(原告敗訴)が言い渡された。特に、この日の東京地裁の加藤謙一裁判長の言い渡された判決は、〈鮮人〉、〈満人〉、〈土匪〉等の差別用語を使った「最低、最悪」な敗訴判決で、高齢の孤児たちの期待をことごとく裏切る想像力も持ち合わせない冷たいものであった。しかし、永住帰国した孤児の9割にあたる約2200人が集団訴訟に参加し、半数以上が生活保護を受けている事実からすれば、一刻も早い救済が不可欠であると受け止める国民も多く、うち沈む高齢の中国残留孤児らを前に、安倍晋三首相(第1次)はその日の夜、「中国残留邦人への国の施策が不十分だった」と認め、厚生労働大臣に「新たな支援策」を講じるよう指示し、政治決着を決断した。

翌日、首相と面談した池田澄江原告団代表の「地獄から一瞬に天国に引き上げられたような思いがしました」の言葉が全国を走り、この決断により一気に解決へと動き出した。

しかし、その後の支援策作りは必ずしも順調とは言えず、厚労省は、政策転換に厳しく抵抗し、4月下旬の段階では「生活保護を以て良し」とする従来の政策を出るものではなかった。原告団たちはこれを拒否し、5月30日から3日間に及ぶ厚労省座り込みを敢行し、広く世論に孤児たちの深刻な人権被害と厚労省の冷たい対応を訴えた。これによって、巻き起こった大きな世論、与党PJの強力な政治指導、与野党を超えた多くの国会議員の支援などによって厚労省も自らの案を改めざるを得なくなり、7月9日、与党PJが提言(資料参照)と強力な政治指導、与野党を超えた多くの国会議員の支援などによって厚労省も自らの案をあらためざるを得なくなり7月9日与党PJが作成した「新たな支援策」が正式に決定され、厚労省・原告団の双方がこれを受託し、政策転換が漸く実現した。

その後の立法作業は様々な政治状況のために、予定より遅れて、11月28日、参議院本会議で「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案」が可決成立、12月5日公布され、いよいよ2008（平成二十）年1月から、中国残留邦人に対する「新たな支援策」による申請手続きが始まり、4月より「新たな支援策」がスタートした。この新たな支援策は、

1）老齢基礎年金の満額支給

※ 具体的には、国が国民年金保険料に相当する額を一時金として支給し、その中から未納分の保険料を、国に代わって納めることによって、満額の老齢基礎年金を受け取ることが出来るようにする制度。

2）生活支援給付金の支給

※ 具体的には、満額の老齢基礎年金の支給が対象となる中国残留邦人等と、その配偶者の方で、世帯の収入が一定の基準に満たない方に対し、従来の生活保護に代えて、新たな支援給付を支給する制度。

3）地域社会における生活支援

※ 具体的には、中国帰国者の居住する地域において、ボランティア等による日本語教室や地域交流事業への補助金支給、民間日本語学校の紹介や二、三世への就労支援などを、市町村又は県支援連絡会が実施する事業。

の三事業を柱としており、この「新たな支援」の実施により、飯田市ならびに長野県飯田保健福祉事務所に「中国帰国者支援相談員」が1名ずつ置かれるようになった。

こうして2002（平成14）年の12月に東京で最初の訴訟が起こされて以降、6年の歳月が流れる中で、飯田下伊那では、訴訟に加わることなく、進めて来た支援の結果として、帰国者への慰謝事業の「見舞金」支給制度が全国で初めて勝ち取ったが、2008（平成20）年4月からの「新しい支援策」が全国で始まり、新たな支援環境を迎えることになった。

（3）新たな支援事業と飯田日中の活動

「新たな支援策」の実施に伴い、長年この地域における「帰国者の支援と帰国者の拠り処」であった中国帰国者自立研修センター喬木分室が廃止されることとなり、2008（平成20）年2月24日に閉所式を行い、三月に閉所となってしまった。この結果、従来二人の職員により行ってきた「自立研修センター」に代わって、この地域の支援事業、いわゆる「地域社会における生活支援事業」は、一気に飯田日中友好協会事務局にのし掛かて来ることになった。

これを受け、当協会では、4月から飯田市及び長野県支援連絡会からの委託事業として高齢者向け日本語教室（月一回）を、上郷、松尾、川路、山本、豊丘、阿智の6か所に開設。又二、三世向けの日本語教室（月二回）を上郷、松尾、山本、阿智の四か所で開設した。この教室を中心とする「地域社会における生活支援事業」は、翌年、飯田市分についてはNPO法人のニイハオに移り、飯田日中協は、引き続き長野県連絡協議会から県日中を通じての委託事業として、主として郡部の教室を運営して今日に至っている。

こうして、全国の原告団は新支援策を受け入れたことから、判決前の長野、鹿児島、京都、岡山、福岡、仙台、山形の七地裁でも訴えを取り下げた。経過の中で特に、強力な政治指導として、今回の支援策に影響を与えた「与党中国残留邦人支援に関するプロジェクトチーム（与党PJ）」の提言に謳われているように、「今後も、支援策の効果をフォローアップするため、必要に応じPJを開催する」と明記され、全国の弁護団は、提訴を取り下げた後も解散することなく「中国残留孤児訴訟全国連絡会」を組織して定期的に連絡会を開き、各地の運用状況、問題把握を行い内容ごとに厚労省との折衝を行って運用改善に努めているのである。

（4）新しい支援策のフォローアップ

ところで、訴訟に一人も加わらなかった飯田下伊那の中国帰国者にとって、参加しなかったため、今回の「新しい支援策」の運用状況、問題点の把握や要望、提言等の反映先や反映方法が分からず、又、帰国者の居住している行政での関心、地域住民の理解意識が低いなどの面があり今後、中国帰国者の方々がこの先、本当に「日本に帰って良かった」、「やはり祖国は暖かい」ということを実感して貰えるだろうか。危惧されるところがあり新しい支援策実施から4年目となる2011（平成23）年、飯田日中友好協会では、組織を挙げてこの「新しい支援策」のフォローアップをおこなった。

フォローアップは、更なる充実を目指し「～中国帰国者支援シンポジウム～中国帰国者支援への理解を深めるつどい」と銘打って11月18日開催した。この日は、行政担当者、社会福祉協議会、関係民間団体等、100名を超える多くの出席者を得て飯田勤労者福祉センターに於いて、開催した。当日は、下平 秀弘弁護士の基調講演に続き、飯田保健福祉事務所「小野恵嗣」課長、飯田市福祉事務所「牧野康剛」課長、宅老所ニイハオ「樋口顕勇」所長、中国帰国者代表の「牧内春重」連絡会会長をパネラーに、パネルディスカッションを行い、多くの方々に広く問題意識を共有して貰うことができた。このシンポジウムの結果は資料の通りである。 集団訴訟に端を発した「新しい支援策」については、飯田下伊那地域では、前述のように訴訟に一人も参加していないので、今後も引き続き「新しい制度」に対する理解と、帰国者支援活動が深まることを願っている。



「広域的なサポート体制を」

飯田日中 友好協会 帰国者支援シンポジウム

2011.11.20 付 南信州新聞転載

中国帰国者の高齢化 センターで開催。講演 解を深めるために」と ちの実像を伝えた。が進むなか、支援に 会とパネルディスカッ 題して講演。高齢年金 討論会では下平弁護 する理解を一層深め、 ションのの深掘り考え 制度、地域での生活支 援を柱とする新支援法 きた地域づくりを目指 第1部では残留孤児 して飯田日中友好協会 訴訟長野原弁護団長の 化や疾病など新たな問 題に直面する帰国者た 東栄町の市勤労者福祉 国帰国者新支援法の理

中国帰国者の支援のあり方を探るシンポジウムが18日、県内で最も多くの帰国者が暮らしている飯田市であった。関係者ら90人が基調講演や討論会を通して帰国者が抱える悩みや不安に迫り、問題意識を共有。意見交換では、国の新たな支援制度を円滑に遂行できる広域的な体制づくりの必要性を再確認した。

連絡会の牧内春重会長が「飯田下伊那における中国帰国者支援の現状と課題」をテーマに意見交換した。言葉や生活習慣の壁に悩みながら高齢期を迎えた帰国者たちを迎え入れる介護・福祉の会のニイハオは、帰国者の介護を要する者を対象にした実態調査では飯田市に比べて周辺町村の支援金普及率が低い点などを指摘す

自身の帰国体験を伝える由も出された。飯田保健福祉事務所の小野課長は「必要なのは、情報が行き届いているのか、あらためて調査する必要性を感じた。もっとやれることがある」と支援体制の見直しを約束した。

コーディネーターを務めた飯田日中友好協会の小林勝人事務局長は、通訳の設置の有無など自治体の規模によって得られるサービスに格差があるとし、国の新支援体制を円滑に推進するための広域的な支援体制づくりの必要性を強調。帰国者を対象にした実態調査では飯田市に比べて周辺町村の支援金普及率が低い点などを指摘す

（５）聞く人も、語る人も涙の物語―満蒙開拓語り部」活動―

「満蒙開拓語り部」事業を正式に立ち上げたのは2005年5月である。これの発足に当たって、忘れられない記憶がある。この年は戦後60年の節目の年で、正月からこの節目の年に日中として何かをしたいと考えていた。

年が経ち記憶の薄れていくなかで、「昭和の歴史を振り返る」記念事業として、「満蒙開拓語り部の会（仮称）」設立を、1月下旬の新年理事会に提案した。その内容を「飯田日中ニュース二月号」に載せたところ、「C新聞」の記者の目にとまり、2月10日付の新聞記事となった。（記事参照）

新聞に載った以上、何としても5月までには立ち上げたいと3月に準備会を、4月には語り部の募集など具体的準備を行って、5月初旬の恒例の「大中国展」の客寄せと併せ、「話してみよう満洲・聞いて見よう満洲」と銘打って「第一回満蒙開拓語り部の会」を開催し正式発足させた。

その日は、60名を超える人たちが集まり、語り部も聞き手も一寸した興奮状態であった。当日は、多くのマスコミ関係者の取材もあって、大きな反響のなか大成功の発足となった。

一方、2002年4月に、「満蒙開拓を語り継ぐ会（初代代表長沼計司）」が発足しており、「下伊那のなかの満洲」の聞き書き報告集がこの年の2月に第三集が発行され、17人の体験者から聞き取りを行っていた。これに何人かの日中協の会員も、個人で参加し聞き取り活動をおこなっている。また、中国帰国者自立研修センター事業の受託先である県日中友好協会が、長野県

や帰国者採用企業連絡会、信濃教育会など関係機関団体の協力を得て「中国帰国者日本語弁論大会」を毎年開催している。このため、中国帰国者自立センター喬木分室では、これに熱心に撮る組み指導をされていて、毎回知事賞を受賞するなど、飯伊の成績は群を抜いていた。こうした弁論大会に参加した人たちも進んで語り部活動に参加してくれ、日本語の勉強と語り部活動とが結び付くことにより帰国者日本語教室の学習効果も生まれて来た。こうした効果のほか、何より嬉しかったのは、学校などでの語り部の会を終えたとき「わたしのような帰国者の話をちゃんと聴いてくれた！」と笑顔で報告してくれる時の顔が何より印象的であった。

こうして「語り部の会」や「語りつぐ会」で「語り手」として体験を話してくれる人たちに自信が付き、閉じこもることの多かった帰国者の人たちが、ひと前で自らの体験を語り、それが新聞記事になったり、時にはテレビに出ることもあって、大げさに言えば、帰国者の生き甲斐につながって日頃の生活に自信と喜びを感じて貰える大きな効果となって現れたのだった。

2005年5月より2012年末までの凡そ八年間の語り部の開催回数は延べ107回（年平均約13回）で、語り部の派遣人数は延べ193人であった。また、語り部の話を聴いてくれた人は延べ9452人に上り、平均して1会場当たり90人近い方々が聴講に足を運んで来ていた。

更にこの内容を細かく見ると、2005年のスタート直後は公民館や短大、高校などに派遣のお願いに歩いたりしたが、飯田女子短大では8人の語り部を一度に派遣しグループ方式での語り部の会を開いて貰ったりもした。また、長野県連合婦人会が飯田文化会館大ホールに800名を集めて「相沢千代子」さんの涙を拭いながらの「語り部の話」を聴いて頂くこともあった。

(25) 長野総合 2005年(平成17年)2月10日(木)

戦中、国策で旧満州（中国 立ち上げる。戦後60年を迎え、高齢化する飯田下伊那地方の帰国者・引き揚げ者をリステアアップ。学校などに派遣することで、反戦平和を訴えていく。

戦中、国策で旧満州（中国 東北部）に渡った「満蒙（まんもう）開拓団」の歴史を後世に伝えていこうと、飯田日中友好協会（事務局・飯田市松尾町）が5月、「満蒙開拓体験語り部の会」（仮称）を

（西尾 玄司）

満蒙開拓団の歴史 後世に

飯田日中友好協会 5月、語り部の会発足

協会には、学校や各種団体などから体験者の派遣要請があり、少なからず一方の語り部ができる人の全体像を把握している。

飯田日中友好協会の小林勝二氏は、体験者の名簿をつくり、要請に応じて適任者を派遣する。また、体験談を語蒙開拓の歴史をせひ知ってもらいたい」と話している。

開拓団には、飯田下伊那地方から、約八千四百人が参加した。人口比率では全国屈指の高比率という。全国で最も多くの中国残留孤児を出し、現在約三百人が同地方に永住帰国している。体験者の多くが七十歳を超えている。

開拓団の歴史を風化させない活動としては、同地方の住民有志が二〇〇二年に体験談を聞き取る「満蒙開拓を語り

朝日 2005.5.17

「満蒙開拓団」体験伝えて

戦前、戦中に旧満州（中国東北部）に渡った満蒙開拓団帰国者の貴重な体験を語り継いでもらおうと、飯田市中友好協会（河原進会長）が「満蒙開拓語り部の会」を発足させ、このほど飯田市内で、第1回語り部の会「話してみよう満州・聞いてみよう満州」を開いた。帰国者の重い「証言」に会場は静まり、平和への誓いを新たにしたい。

飯田で「語り部の会」発足



帰国者たちはそれぞれの体験や思いを精いっぱい語った＝飯田市内で

70—80代中心 涙ながら訴えも 約30人が賛同

満蒙開拓には全国から約27万人が送り出された。県内から入植した約3万3千人のうち、飯田下伊那地域出身者は最も多い約8400人にのぼった。敗戦の混乱と逃避行のため、半数は死んだり、取り残されたりして帰国できなかった。戦後60年たち、帰国者の高齢化が進むため、同友好協会は「貴重な体験を今のうちに後世に伝える必要がある」と、帰国者に「語り部の会」への参加を呼びかけ、約30人の賛同を得た。70代から80代が多いという。14日に開かれた第1回語り部の会には、会場には一般参加者も含め約60人が集まった。経過報告

の後、帰国者が満蒙開拓戦争への思いを語った。99年12月に帰国した相沢千代子さん（77）は「阿智村には12歳で満州に渡ったが、体験した悲しさは言葉にならない。逃避行で疲れ切った母親が川に子ども投げ捨てたことも。イラクで惨劇が続いているが、戦争は二度と起こしてはならない」と涙ながらに訴えた。この他、「家族5人で入植したが、母と弟妹を亡くした」「集団自決した開拓団にいて、約20人を手にかけて。生きて帰れたのは皆を殺した自分だけ」などと悲痛な体験談が続いた。一般参加者からは「語り部には子どもたちに歴史の事実を伝える架け橋になつてほしい」「地域の語り部の名簿を作つてほしい」などの要望が出た。同友好協会は、地域の公民館や学校に協力を呼びかけ、「語り部の会」を随時、開催する方針。問い合わせは同友好協会（0265・22・3440）へ。

又この年は長野県の「人権フェスタ 2005in 南信州」が開かれ、やはり飯田文化会館大ホールで3人の「語り部」が語る機会もあった。こうした語り部活動はその都度マスコミでも取り上げられ、満蒙開拓の歴史が語り部の「口から人々の耳」へと広がっていった。（下伊那地方事務所「南信州地域づくり大賞」受賞）

派遣先は、小中学校、高校、短大などの学校への派遣が36%と最も多く、日中友好協会自身も「満蒙歴史展」で連日行うなど、組織内や地域でおこなったのが18%で、そのほか公民館活動や公共団体、病院職員などの協力を頂き広く開催してきました。

こうして、これまで研究者など、上から知られることに多かった満蒙開拓の歴史が、体験者の肉声で語られる「常民の歴史」として飯田下伊那の地域に広がり始めたのである。満蒙開拓の歴史を体験者を通じ直に知ることに興奮を感じる人たちがこの地域に誕生しはじめてきたのである。そうして、「満蒙の歴史を残さなくてははいけない」という声が少しずつ広がりはじめ、「満蒙開拓平和記念館」建設設置運動と繋がる発展して来たのである。

こうした「語り部の会」の活動は、聴いてくれた人たちと情報を共有しながら新たな「語り部」、「新たな聞き手」を生み出しつつ、双方が相乗効果を発揮しながら今日の満蒙開拓の歴史が注目されるようになって来たといえる。

満蒙開拓平和記念館記念館が開館した現在は、この語り部事業を飯田日中友好協会から満蒙開拓平和記念館事業に移し発展してきたのである。語り部が高齢化する中、今後は地域の方々とともに友好協会、帰国者、そして満蒙開拓平和記念館の知恵と行動が「歴史の共存、平和の共存」として試されることとなる。



（６）中国語と日本語の笑いがはじける帰国者サロン教室

サロン教室のはじまりは、2004(平成 16)年の 12 月からである。当初、長野県日中友好協会を介して飯田日中友好協会に実施できないか、と中国残留孤児援護基金から話があり、よく分からないまま飯田日中友好協会として初めて受けたパイロット事業である。発注先は、公益財団法人 中国残留孤児援護基金から（国の）委託を受け、中長期的視点から帰国者を支援する施設として、平成 13 年に発足した「中国帰国者支援・交流センター（首都圏センター）」からの、委託事業として実施することになった、全国でも数少ない事業であった。

自立研修センター喬木分室の入所者が減少する中、飯田日中の事務局が「直接運営するように」と言われ、始めることになった事業であった。自立研修センター喬木分室の協力を仰ぎながら 10 月から準備にはいった。

事業目的・内容は、すでに帰国し地域のなかで生活をしている、帰国者の引きこもり対策を兼ねた日本語の再教育として、「高齢者向け日本語教室」を行うものであった。これに対し素人の飯田日中友好協会事務局が、試行錯誤をしながらカリキュラムを立て、厳しい予算の中で、ようやく 12 月からはじめたものである。

具体的には管内の 7 箇所（豊丘、上郷、松尾、川路、山本、阿智、泰阜）に教室を設け、毎月一回当分の「高齢者向け日本語教室」を自立研修センター喬木分室の協力を得て行うこととした。この教室は、平成 16 年 12 月から 20 年 2 月までの 3 年 2 ヶ月に亘り、一回も休むことなく交流会も折り込みながら延べ 456 回実施した。しかし 2008(平成 20)年 4 月より、「新しい支援策」が誕生し、この事業は、新しい支援策の「地域社会における生活支援」事業となった。このため、今度は、帰国者が居住する「市町村又は県支援連絡会」が実施することになった。新しい制度の中では、泰阜村は基本通り村がおこない、飯田市は従来やっていた飯田日中友好協会へ委託された。(2009 年からは日中から NPO 邦人ニイハオへ委託) また、松川、高森、豊丘、喬木、阿智は、県の「支援連絡会」を通じ、長野県日中友好協会に委託し、これを地区日中である飯田日中友好協会が実施することとなった。

高齢者向け日本語教室（サロン教室）は、日本語の学習だけでなく、絵手紙教室や、時には健康づくりを兼ねた体操やマレット大会、春のお花見等帰国者どうしが親睦・交流など引き籠もり対策も取り入れて、「新しい支援策」による支援事業として、現在も行つてをりすでに8年が経過している。

なお、同様に2.3世向け日本語教室についても、2008(平成20)年4月からの「新しい支援策」により、「地域社会における生活支援」事業として、飯田日中友好協会では、県の支援連絡会の事業（受託事業）として阿智村で月二回。また、NPO法人ニイハオが、飯田市の受託事業として松尾、山本でやはり月二回行っている。



（7）手術室にも立ち会う日本語通訳―市立病院での医療通訳―

現在、飯田・下伊那地方の中国から永住帰国した人たちは「同伴家族」を含めると1300名程になっている。これに所謂「呼び寄せ家族」を含めると5000人は下回らないと言われている。

帰国者がピークを過ぎた2000年頃には、すでに現在とほぼ同じ位の人たちが、暮らすようになっていた。こうした中で、医者にかかる人たちも多く、特に飯田市立病院は帰国者の片言の日本語や中国語が飛び交い、窓口も診察室も混雑を極めていた。飯田日中では、予てより「医療通訳」を置くよう市に申し入れをしていた。

中国から帰国して、20年以上になる残留孤児の多田清司さんが定年退職することになった。早速、市立病院に紹介し、通訳として採用するよう申し入れすることとした。この結果1999（平成11）年11月、飯田市の配慮によりこの地域で初めて、中国帰国者のための「医療通訳」が、市立病院に誕生した。医療通訳の仕事は、患者と医師の間に入り、双方の信頼関係が最も大事で経験もいることから、制度誕生から15年になるが、中国帰国者の気持ちを熟知している多田さんもやはり、その後を引き継いだ秦文映さんも、残留を余儀なくされた当時を思い浮かべ一途に、健康で長生きすることを願う二人により支えられているのである。

こうした二人は、今日も医師と患者の間に立って、「一人ひとりの患者の病状（訴え）を正しく医師に伝え、医師からの診察内容や診察結果を間違いのないように患者さんに伝える」この命にかかわる間違えの許されな

い仕事に、時に医療用語の専門書を読み、又、時に手術にも立ち会って、緊張の中で親身になって働いて来ているのである。休日や時間外の緊急呼び出しもあり、ポケベルや、ケイタイを持ち歩いていなければならない、休むことのない仕事に13年程勤めた多田さんも、これからの秦文映さんも、医師からも患者からも信頼され安心される「医療通訳」として、病院の中を駆け回っているのである。

飯田・病院で通訳を務める2世

見て見ないふりできぬ

やささえる



5

中国帰国者1世の老後

県や市町村の職員として 関係が7割を占め、残りは中国帰国者とその家族の生活支援に携わる帰国2世たちがある。飯田市立病院の医療通訳に所属し、日本語で医師に病状を伝えられない帰国者らのために通訳にあたる秦文映さん(48)もその一人だ。

13日前午10時すぎの市立病院外来ロビー。泌尿器科の順番待ちをしている阿智村の50代の男性が座る長椅子へ向かう途中、秦さんが首から下げた院内連絡用PHSが鳴った。他の診療科からの通訳要請だった。

「今、忙しいから1時間後に。忘れないように依頼先をメモし、男性に話しかけた。」

平日にフルタイムで働く秦さんが医師との間に入って通訳する患者は1カ月に延べ約200人。帰国者

関係が7割を占め、残りは国際結婚や就学などで来日した中国人だ。病棟の入院患者にも対応し、月に5回前後は全身麻酔を使わない患者の手術に付き添う。昼食休憩が午後1時半になるのも珍しくない。通訳の合間には庶務課や院内の図書室にある本を読み、医療知識の吸収に努める。

泌尿器科の診察室に入った男性は帰国2世の配偶者。日本語での意思疎通は難しい。医師の三村裕次さん(37)が検査結果を説明し、秦さんが中国語に訳す。

「薬が効いて症状が改善された」という男性の言葉も伝えた。「正確に訳し、患者さんの気持ちを大切にすること」を心がけている。

時には、患者との会話を通して重い病気の告知に耐えられるかどうかを考え、担

「みんなの苦しみ分かるから」



飯田市立病院の外来診察室で医師と向き合う患者の隣に座り、通訳をする秦文映さん(右)＝飯田市で

当の医師に伝えている。通訳の仕事は2年目に入ったばかり。三村医師は「医療の専門用語もきちんと訳してくれる」と信頼する。時折、頑張りすぎを気遣う庶務課の久保田幸洋課長補佐は「前任者の紹介だが、いい人が来てくれた」と話す。

秦さんは1985年、一足早く飯田市で暮らし始めた1世の母と兄の後に来日した。相談員の職

した。病院通訳の前は4年間、県の下伊那福祉事務所で帰国者家族らの相談員を務めた。ケースワーカーに同行し、下伊那郡内で生活支援金を受ける1世や2世の生活保護世帯を訪問した。

電話や事務所の窓口で「失業した」という人の話を聞くと、県職員と連携し、「短期の仕事でも」と職探しに奔走した。

務を超えているが、「みんなの苦しみ分かるから、見て見ないふりはできない」。その思いは通訳の仕事に就いても変わらない。

2世の一人として生活支援金の受給に所得制限があるのには疑問を感じている。同居の息子や娘の所得が問題になる例が大半だが、支援金は国策の犠牲者の権利だと思っただ。

親族に気兼ねし、必要な受診を控える1世や配偶者がいるという。

【横井信洋】

11つづく

(以上)

- 参考にした主な資料 1) 政策形成訴訟／著作発行：中国『残留孤児』国家賠償訴訟弁護団全国連絡会
2) 中国残留邦人／著作：井出孫六